

# 令和2年度 尼崎市立大庄北中学校部活動に係る活動方針

尼崎市立大庄北中学校の部活動は、各部の責任者(以下「顧問」)の指導の下、尼崎市立大庄北中学校部活動の方針及び申し合わせ事項に則り、次のとおり活動する。

## 1 設置部

- (1) 運動部(11クラブ)  
野球部、サッカー部、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、水泳部(男女)、女子バレーボール部  
男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、女子卓球部、剣道部(男女)、柔道部(男女)
- (2) 文化部(3クラブ)  
吹奏楽部、美術部、茶華部
- (3) その他(個人登録により大会に出場する競技)

## 2 活動

- (1) 活動時間
  - ① 平日2時間程度、土・日曜日等の休業日は3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、大会等の参加においては、大会の要項や申し合わせに沿って活動し、この限りではない。
  - ② 長期休業中の活動についても、学期中に準じることを原則とし、適切に休業日を設けるものとする。また、長期休業中等に終日練習を計画する場合、連続した活動時間は休業日の3時間程度を目安とし、適切に休憩時間を取り入れる等、生徒及び顧問の健康安全を十分に考慮して実施する。  
(1週間の活動時間は16時間以内)
- (2) 休養日
  - ① 各部において、週当たり2日以上休養日を設ける。  
(平日及び土・日曜日等の休業日にそれぞれに1日以上設定)
  - ② 土・日曜日等の休業日に、大会参加等で活動する場合は、学校長と相談し許可を得て休業日を他の日に振り替える。
- (3) その他
  - ① テスト期間中(テスト1週間前～テスト最終日の前日)は、原則、活動休止期間とする。  
ただし、中体連の総体・新人大会が間近にせまり、活動する必要がある場合は、事前に学校長と相談の上、許可を得て活動する。
  - ② 早朝練習については、各部の状況により実施するものとするが、生徒の体調等安全には十分留意して実施する。
  - ③ その他、尼崎市立中学校長会部活動申し合わせ事項による。

## 3 留意事項

- (1) 各部の指導は、複数の顧問で指導にあたる。(複数顧問制)
- (2) 活動場所の安全確認や熱中症予防等、生徒の健康安全に十分留意する。
- (3) 各部は、年間計画(所定様式)、月間練習計画・報告(所定様式)を作成する。
- (4) 各部は、年1回以上保護者会を開催する。